

(案)

だい き
第6期

だ て し しょう ふくしけいかく
伊達市 障がい福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3年度～令和5年度

がい よう ばん
【 概 要 版 】

ほっ かい どう だ て し
北 海 道 伊 達 市

もく
目

じ
次

だい しょう	けいかく がいよう	第 1 章 計画の概要	1
だい しょう	けいかく もくひよう	第 2 章 計画の目標	1
だい しょう	せいかもくひようち せってい	第 3 章 成果目標値の設定	2
だい しょう	じりつ しえんきゆうふ せいび	第 4 章 自立支援給付サービスの整備	3
だい しょう	しょう こ たい せいび	第 5 章 障がいのある子どもに対するサービスの整備	6
だい しょう	ちいきせいかつしえんじぎょう じっし かん じこう	第 6 章 地域生活支援事業の実施に関する事項	8
だい しょう	けいかく すいしん	第 7 章 計画の推進	10

だい しょう けいかく がいよう 第1章 計画の概要

1 けいかく いちづ 計画の位置付け

この障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障がい児支援を含めた障害福祉サービスなどの必要見込量や地域生活支援事業の実施に関する事項などを定めるものです。

また、国が策定する「基本指針」や北海道が策定する「第6期北海道障がい福祉計画」、本市の「第3期伊達市障がい者計画」などとの整合性を図るものとします。

2 けいかく きかん 計画期間

れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん
令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

だい しょう けいかく もくひよう 第2章 計画の目標

1 きほんもくひよう 基本目標

- ① たが そんちょう あ
お互いを尊重し合えるまちづくり
- ② ちいき く たいせい
地域で暮らすことができる体制づくり
- ③ じりつ しえん しゃかいさんか そくしん
自立への支援と社会参加の促進

2 きばんせいび ほうしん 基盤整備の方針

- ① みんかん きょうどう
民間との協働
- ② ネットワークの構築



だい しょう せいかもくひょうち せつてい
第3章 成果目標値の設定

れいわ ねんどまつ もくひょうち しょうがいしゃそうごうしえんほう もと くに
 令和5年度末までの目標値。障害者総合支援法に基づく国の
 「基本指針」及び北海道の「第6期北海道障がい福祉計画」で示
 むくひょうち じっせき ふ せつてい
 す目標値、これまでの実績を踏まえて設定しています。

①	福祉施設の入所者の地域生活への移行
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活への移行者数：4人（令和元年度末福祉施設入所者数65人の6%） ・福祉施設の入所者減少見込数：1人（令和元年度末福祉施設入所者数65人の1.6%）
②	福祉施設から一般就労への移行
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から一般就労への移行者：2人（令和元年度移行者1人の1.27倍） ※上記の内訳 ・就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者：1人 ・就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者：1人
③	地域生活支援拠点等が有する機能の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討の回数：年4回
④	障がい児支援の提供体制の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の数：1か所 ・医療的ケア児支援のための協議の場へのコーディネーターの配置人数：1人
⑤	相談支援体制の充実・強化等【新】
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数：年2件（事業所） ・相談支援事業所の人材育成の支援回数：年15回 ・地域の相談機関の連携強化の実施回数：年4回
⑥	障害福祉サービス等の質の向上【新】
	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道等が実施する研修への市職員の参加回数：年6回 ・障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数：年1回

※【新】の項目は、第6期計画で新たに設定した目標値です。

第4章

自立支援給付サービスの整備

必要見込量については、第5期伊達市障がい福祉計画の実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を基にサービス体系ごとに分けてそれぞれ算出しています。各サービスの安定した提供体制を確保することが求められることから、市内事業者と情報を共有し、継続的なサービス提供へ向けた連携を図ります。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴や排せつ、食事の介護、家事援助等、居宅での生活において必要な支援を行います。
② 重度訪問介護	居宅での入浴や排せつ、食事の介護等及び外出時の移動中の支援を総合的に行います。
③ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者や障がい児の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
④ 行動援護	外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	居宅介護や日中活動等の障害福祉サービス、その他生活全般を包括的に支援します。

(2) 日中活動系サービス

① 療養介護	病院等において、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
② 生活介護	主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護等や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、機能訓練等を行います。
③ 自立訓練 (機能訓練)	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションや家事の訓練等のほか、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。

<p>④ 自立訓練 (生活訓練)</p>	<p>食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援のほか、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。</p>
<p>⑤ 宿泊型 自立訓練</p>	<p>自立した日常生活を営むことができるよう、居室その他の設備を利用しながら、一定期間、生活能力の向上のために必要な支援、訓練などを行います。</p>
<p>⑥ 就労移行 支援</p>	<p>就労を希望する人に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を一定期間の支援計画に基づいて行います。</p>
<p>⑦ 就労継続 支援(A型)</p>	<p>雇用契約に基づいて、事業所内において就労の機会を提供するとともに、これらを通じて一般就労に必要な知識・能力が高まった人へ、一般就労への移行の支援を行います。</p>
<p>⑧ 就労継続 支援(B型)</p>	<p>事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供します。工賃の支払目標水準を設定し、額のアップを図り、これらを通じて知識・能力が高まった人へ、就労への移行の支援を行います。</p>
<p>⑨ 就労定着 支援</p>	<p>就労継続支援などを利用して一般就労した障がい者の就労継続を図るため、就労に伴う生活面の課題について企業や関係機関との連絡調整をするほか、直接本人へ助言や指導などにより、解決へ向けての支援を行います。</p>
<p>⑩ 短期入所 (ショートステイ)</p>	<p>居宅において、その介護を行う者が病気になったときなどに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護等を行います。</p>

(3) 居住系サービス

<p>① 自立生活援助</p>	<p>施設入所やグループホームから一人暮らしを希望する人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や電話等による随時の対応をすることにより必要な支援を行います。</p>
<p>② 共同生活援助 (グループホーム)</p>	<p>共同生活の場において、夜間や休日に相談のほか、入浴や食事、排せつなど日常生活上の支援を行います。</p>
<p>③ 施設入所 支援</p>	<p>施設に入所している人へ、夜間や休日に入浴や食事、排せつなど日常生活上の支援を行います。</p>

(4) 相談支援サービス

①計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する人に対して、指定特定相談支援事業者が、全体プラン（サービス等利用計画）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
②地域移行支援	施設や病院から地域生活に移行する際に、住居の確保、各種相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
③地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、訪問などの対応を行います。

【実績及び必要見込量】

	第5期計画（実績）			第6期計画（見込量）			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
(1) 訪問系サービス							
①居宅介護、②重度訪問介護、③同行支援、④行動支援、⑤重度障害者等包括支援	2,506	2,441	2,414	2,600	2,600	2,600	時間/月
(2) 日中活動系サービス							
①療養介護	7	7	7	7	7	7	人/月
②生活介護	161	156	154	157	158	160	人/月
③自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0	人/月
④自立訓練（生活訓練）	6	4	4	4	4	4	人/月
⑤宿泊型自立訓練	15	15	14	15	15	15	人/月
⑥就労移行支援	2	0	0	0	0	0	人/月
⑦就労継続支援（A型）	39	37	24	24	24	24	人/月
⑧就労継続支援（B型）	148	160	181	185	188	191	人/月
⑨就労定着支援	0	0	0	0	0	0	人/月
⑩短期入所	2	3	3	4	4	4	人/月

(3) 居住系サービス							
① 自立生活援助	6	7	7	9	10	11	人/月
② 共同生活援助	163	161	162	163	164	166	人/月
③ 施設入所支援	70	71	65	67	65	64	人/月
(4) 相談支援サービス							
① 計画相談支援	465	467	471	476	481	486	実人数
② 地域移行支援	2	3	3	3	3	3	実人数
③ 地域定着支援	39	46	53	60	69	79	実人数

※令和2年度実績については、7月末までの数値を参考に見込んだ数値。

第5章 障がいのある子どもに対する

サービスの整備

必要見込量については、第5期伊達市障がい福祉計画の実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を基にサービスごとに分けてそれぞれ算出しています。本市の総人口、年少人口は、ともに減少傾向ですが、サービス利用者数は増加傾向にあることから、各サービスの安定した提供体制と質の確保が求められます。今後も市内事業者と情報を共有し、継続的なサービス提供へ向けた連携を図ります。

① 障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童・保護者に対して、指定特定障害児相談支援事業者が、全体プラン（障害児支援利用計画）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
② 児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供します。
③ 医療型児童発達支援	障がい児の日常生活における基本動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練の提供や治療を行います。

<p>④放課後等 デイサービス</p>	<p>がっこうつうがくちゅうの障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校教育とあわせた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを提供します。</p>
<p>⑤保育所等 訪問支援</p>	<p>児童指導員や保育士が保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。</p>
<p>⑥居宅訪問 型児童発達 支援</p>	<p>重度の障がい等により、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。</p>

【実績及び必要見込量】

	第5期計画 (実績)			第6期計画 (見込量)			たんい 単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
①障害児相談支援	167	178	182	187	197	217	実人数
②児童発達支援	62	66	42	68	69	70	人/月
③医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	人/月
④放課後等デイサービス	82	95	108	114	125	138	人/月
⑤保育所等訪問支援	0	1	1	2	2	2	人/月
⑥居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	人/月

※令和2年度実績については、7月末までの数値を参考に見込んだ数値。

だい しょう
第6章

ちいきせいかつしえんじぎょう じっし かん じこう
地域生活支援事業の実施に関する事項

ちいきせいかつしえんじぎょう ちいき とくせい りようしゃ じょうきょう おう じっし しょうそん
地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村
じぎょう ぜんこくてき どういつきじゆん しょうがいふくし あわ じっし じぎょう
事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施する事業です。
ほんし しょう ひと せいかつじつたい もと そうごうてき ほんだん おこな
本市では、障がいのある人のニーズや生活実態に基づき総合的な判断を行い、
しょう ひと じりつ にちじょうせいかつ いとな つぎ じぎょう
障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、次の事業を
じっし
実施します。

ちいきせいかつしえんじぎょう
1 地域生活支援事業

<p>りかいそくしんけん ①理解促進研 しゅう けいはつじぎょう 修・啓発事業</p>	<p>しょう ひと にちじょう しゃかいせいかつ いとな うえ しょう 障がいのある人などが日常・社会生活を営む上で生じる ぶつりてき しんりてき ちいきしゃかい じゅうみん たい 物理的・心理的なバリアをなくすため、地域社会の住民に対 して、けんしゅう けいはつ おこな 研 修や啓発を行います。</p>
<p>じはつてきかつどう ②自発的活動 しえんじぎょう 支援事業</p>	<p>きょうせいしゃかい じつげん はか しょう ひと じりつ せい 共生社会の実現を図るため、障がいのある人が自立した生 かつ いとな しょう ひと かぞく 活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、 ちいきじゅうみんどう じはつてき おこな かつどう たい しえんじぎょう 地域住民等が自発的に 行う活動に対する支援事業です。</p>
<p>そうだんしえんじぎょう ③相談支援事業</p>	<p>しょう ひと しょうだん おう ひつよう じょうほう ていきょう 障がいのある人などからの相談に応じて、必要な情報の提供 およ じよげん た しょうがいふくし りようしえんどう ひつよう し 及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支 えん おこな ぎやくたい ぼうしおよ そうきはつけん 援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための かんけいきかん れんらくちょうせい た しょう しゃどう けんりようご 関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のた めひつよう えんじよ そうだんしえんじぎょう おこな めに必要な援助（相談支援事業）を行います。 ほんし じぎょう へいせい ねん がつ しんたい ちてき せいしん 本市では、この事業を平成18年10月から身体・知的・精神の さんしょう たいおう していとくてい いっぱん そうだんしえんじぎょうしゃ 三障がいに対応する指定特定（一般）相談支援事業者 いたく じっし に委託して実施しています。</p>
<p>せいねんこうけんせいど ④成年後見制度 りようしえんじぎょう 利用支援事業</p>	<p>せいねんこうけんせいど りよう ひつよう もうした よう けいひ こうけん 成年後見制度の利用に必要な、申立てに要する経費や後見人 どう ほうしゅう じよせい じぎょう 等の報酬を助成する事業です。</p>
<p>いしそつうしえん じぎょう ⑤意思疎通支援 事業</p>	<p>しゅわつうやくしゃせつちじぎょう しゅわつうやくきょうりょくいんはけんじぎょう じっし 手話通訳者設置事業、手話通訳協力員派遣事業などを実施 ちようかく げんごきのうおんせいきのう しょう することで、聴覚や言語機能音声機能などの障がいなどの いしそつう はか ししょう ひと いしそつう しえん ために意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援 します。</p>
<p>にちじょうせいかつ ⑥日常生活 ようぐきゅうふとうじぎょう 用具給付等事業</p>	<p>しょう ひと にちじょうせいかつようぐ ひつよう 障がいがある人などであって、日常生活用具を必要とする ひと きゅうふまた たいよ にちじょうせいかつ べんぎ 人へ、給付又は貸与することなどにより、日常生活の便宜を はか じぎょう 図る事業です。</p>

⑦移動支援事業 いどうしえんじぎょう	しゃかいせいかつじょうひつようふ かけつ がいしゅつおよ よ かつどうとう しゃかいさんか 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加の ための外出の際の移動を支援する事業です。
⑧日中一時支援事業 にっちゅういちじ しえんじぎょう	し じしゅてき と く じぎょう しょう ひと かぞく 市が自主的に取り組む事業として、障がいのある人の家族 の就労支援や休息などを目的に、障がいのある人の日中 における活動の場を確保します。

じつせきおよ ひつよう み こみりょう
【実績及び必要見込量】

	だい きけいかく じつせき 第5期計画 (実績)			だい きけいかく みこみりょう 第6期計画 (見込量)			たん い 単 位
	ねんど H30年度	ねんど R1年度	ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度	ねんど R5年度	
①理解促進研 修・啓発事業 りかいそくしんけん しゅう けいはつじぎょう	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	じっし 実施の 有無
②自発的活動 支援事業 じはつてきかつどう しえんじぎょう	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	じっし 実施の 有無
③相談支援事業 そうだんしえんじぎょう	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	きかんそうだん 基幹相談 支援セン ター
	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	きかんそうだん 基幹相談 支援機能 強化事業
	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	じゅうたくにゅうきよ 住宅入居 等支援事 業
④成年後見制度 利用支援事業 せいねんこうけんせいど りょうしえんじぎょう	0	0	0	1	1	1	にん ねん 人/年
⑤意思疎通支援 事業 いしそつうしえん じぎょう							
しゅわつうやくとうじつ 手話通訳等実 利用者	9	10	9	10	10	10	にん ねん 人/年
しゅわつうやくしやおよ 手話通訳者及 び協力員	6	6	6	6	6	6	にん ねん 人/年
⑥日常生活用具 給付等事業 にちじょうせいかつようぐ きゅうふとうじぎょう							
かいごくわんしえん 介護訓練支援 用具	2	2	2	2	2	2	けん ねん 件/年

自立生活支援 用具	7	6	6	6	6	6	6	けん 件/年
在宅療養等 支援用具	7	5	5	5	5	5	5	けん 件/年
情報・意志 疎通支援用具	12	11	11	11	11	11	11	けん 件/年
排泄管理支援 用具	788	917	900	900	900	900	900	けん 件/年
住宅改修費	3	1	2	2	2	2	2	けん 件/年
⑦ 移動支援事業	9	7	7	10	10	10	10	にん 人/年
⑧ 日中一時支援 事業	4	5	4	5	5	5	5	にん 人/年

※令和2年度実績については、7月末までの数値を参考に見込んだ数値。

第7章 計画の推進

1 基本的事項

障がいについての理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

2 障害福祉サービス等の情報提供

サービス内容、利用手続等について情報提供を行うよう努め、計画の周知を図ります。

3 達成状況の点検・評価

本計画の達成状況を伊達市地域自立支援協議会において、毎年度点検・評価し、市のホームページで公開します。